

令和6年度障害者就労促進チャレンジ事業業務委託に関する 企画提案募集要項

1 事業の目的

障害者雇用の経験のない事業主や、一般就労を目指す障害者等を対象に、障害者が働く姿や各種支援機関についての理解を深め、雇用又は就労への第一歩を踏み出す機会を提供することにより、地域の障害者就労の促進を図ることを目的とする。

2 委託先数

1 法人（団体）

3 委託する業務の内容

別添委託業務仕様書のとおり

4 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 委託費上限額等

委託料 5,385,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※当該金額は、令和6年2月定例県議会で令和6年度当初予算案が可決された場合に確定するものとする。

6 応募資格

次の（1）から（7）までの全ての要件を満たす法人その他団体とする。

- （1）障害者の就労について理解があること。
- （2）県内全域を対象として事業を実施する能力があること。
- （3）任意団体においては、構成する会員が10人又は10団体以上であり、かつ、運営に関する規則（会則、定款等）があること。
- （4）従業員43.5人以上の法人においては、障害者雇用率を達成していること。
- （5）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体若しくはそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

7 応募書類

- (1) 令和6年度障害者就労促進チャレンジ事業企画提案応募申請書(様式1)
- (2) 宣誓書(様式2)
- (3) 団体の概要(様式3)
- (4) 障害者就労促進チャレンジ事業に係る企画提案(様式4)
- (5) 障害者就労促進チャレンジ事業に係る見積金額(様式5)
- (6) 応募資格等確認用書類

ア 任意団体の場合は、次の書類。

- ①定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
- ②直近2事業年度の事業報告書、決算書

イ 従業員43.5人以上の法人の場合は、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し(令和5年6月1日現在)

ウ その他、団体の概要等が記載されたパンフレット、企画提案補足資料等
※証明書類は、申請日前3月以内に交付されたものとする。

8 公募事業説明会の開催

説明会は開催しない。

本件に関し、質問等があるときは令和6年2月16日(金)までに「障害者就労促進チャレンジ事業業務委託に関する質問」と明記の上、「12 提出先・問い合わせ先等」記載のアドレスに電子メールで送信すること。(様式任意)

なお、応募に当たって広く周知すべきと判断された内容については、県ホームページに随時掲載する。

9 応募方法等

(1) 応募方法

「障害者就労促進チャレンジ事業企画提案応募申請書」に必要事項を記載の上、いずれかの方法により送付すること。

ア 電子の場合

メールまたは県ホームページに掲載する電子申請システムの応募フォーム

イ 紙の場合

「12 提出先・問い合わせ先等」へ9部を持参又は郵送

(2) 応募期限

令和6年2月22日(木) 午後5時必着

10 選考方法等

(1) 第一次審査

事務局において、応募資格に関する審査を行う。

(2) 第二次審査

第一次審査通過団体について、選考委員会(企画提案書の内容・プレゼンテーション・ヒアリング)による審査を行う。

詳細については、第一次審査通過団体に別途通知する。(令和6年3月予定)
ただし、提案参加者が1者であり、かつ企画提案の内容が明確である場合には、プレゼンテーションを実施せず、企画提案書のみの審査とすることがある。

- (3) 必要に応じ参考資料等の提出を求めることがある。
- (4) 選考結果については、各応募者に文書で通知する。

1 1 注意事項

- (1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、県庁内及び選考委員会での検討に必要な場合に限り、複写することがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉県商工労働部産業人材課に帰属する。
- (5) 本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 県は、委託契約締結後、本事業を遂行することが不適格であると認めたときは、委託契約を解除することがある。
- (7) 受託者は、その他、本事業の目的を達成するために必要な業務を行うものとする。
- (8) 本事業については、本事業に係る令和6年度予算が成立することを前提としたものであるため、予算が成立しない場合には、本業務提案募集に係る手続きは無効とする。その場合においても、当該応募に係る経費について、県において補償は行わない。

1 2 提出先・問い合わせ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎15階)

千葉県商工労働部産業人材課 障害者就労支援班

電話 043-223-2756

FAX 043-221-3730

E-mail jinzai2@mz.pref.chiba.lg.jp